

販路開拓・新たな事業転換の取り組みを支援します

1. 小規模事業者持続化補助金（国制度）



(1) 一般型（令和元年度補正予算）

小規模事業者が地域の商工会または商工会議所の助言を受けて作成した経営計画に基づき販路開拓に取り組む費用の一部を補助するものです。

(2) コロナ特別対応型（令和2年度補正予算）

キャッシュレス端末を導入したい！
テイクアウトやネット販売を始めたい！
方はぜひご活用ください。

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、小規模事業者が作成した経営計画に基づき、
【A類】サプライチェーンの毀損への対応、【B類】非対面型ビジネスモデルへの転換、
【C類】テレワーク環境の整備 に取り組む費用の一部を補助するものです。

※（1）または（2）の採択・交付決定を受けた事業者のうち希望者は、さらに「事業再開枠」として、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策に要する経費について、追加補助を受けることができます。＜定額・上限 50 万円＞

2. 緊急対策販路開拓等支援補助金（県制度） ※持続化補助金の採択者のみ使用可

小規模事業者持続化補助金（国制度）の採択・交付決定を受けて、販路開拓等に取り組む費用の一部を助成することで負担軽減を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の事業継続を支援します。〔国の持続化補助金に上乗せ補助〕

※上乗せ分の補助金交付には、持続化補助金（国制度）の確定通知書のコピーが必要です。

◆補助率・上限額

| | | | | |
|---|---|---------------------------------------|---|----------------------|
| 国・持続化補助金 （一般型） 補助率 2/3 上限 50 万円 | + | 広島県・上乗せ補助 補助率 1/12 上限 62,500 円 | = | 小規模事業者 （自己負担 1/4） |
| 国・持続化補助金 （コロナ特別対応型 A 類） 補助率 2/3 上限 100 万円 | + | 広島県・上乗せ補助 補助率 1/12 上限 125,000 円 | = | 小規模事業者 （自己負担 1/4） |
| 国・持続化補助金 （コロナ特別対応型 B 類または C 類※） 補助率 3/4 上限 100 万円 | + | 広島県・上乗せ補助 補助率 1/12 上限 111,000 円 | = | 小規模事業者 （自己負担 1/6） |

※ B・C 類単体または A 類と B・C 類の組み合わせ

県は「事業再開枠」を除いた経費の 1/12 を上乗せ補助

◆対象者

広島県内の商工会または商工会議所の管轄内で事業を営んでいる小規模事業者

| | | |
|----------------------|-------------|-------|
| 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く） | 常時使用する従業員の数 | 5人以下 |
| サービス業のうち宿泊業・娯楽業 | 常時使用する従業員の数 | 20人以下 |
| 製造業その他 | 常時使用する従業員の数 | 20人以下 |

【注】受付締切日の前10か月以内に、先行する受付締切回で採択・交付決定を受けて補助事業を実施した（している）者は対象になりません。

◆対象となる取組事例

<一般型>：新商品を陳列するための棚の購入、新たな販売促進用チラシの作成・送付 など

<コロナ特別対応型 A 類>：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓 など

<コロナ特別対応型 B 類>：自動精算機やキャッシュレス決済端末の導入、店舗販売から EC 販売へのシフト など

<コロナ特別対応型 C 類>：WEB 会議システムの導入、クラウドサービスの導入

◆対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、専門家謝金、専門家旅費 など

◆持続化補助金（国制度）の申請〆切

既に受付が終了している回についても、国の採択・交付決定を受けている事業者は、県の上乗せ補助の対象になります。

| 受付 | 一般型 | コロナ特別対応型 |
|-----|-----------------------|---------------------|
| 第1回 | 令和2年 3月31日（火）【終了】 | 令和2年 5月15日（金）【終了】 |
| 第2回 | 令和2年 6月 5日（金）【終了】 | 令和2年 6月 5日（金）【終了】 |
| 第3回 | 令和2年10月 2日（金）【終了】 | 令和2年 8月 7日（金）【終了】 |
| 第4回 | 令和3年 2月 5日（金）【当日消印有効】 | 令和2年10月 2日（金）【終了】 |
| 第5回 | — | 令和2年12月10日（木）【郵送必着】 |

※ 申請に必要な事業計画等の作成について助言を受けられたい方は、お早めに商工会・商工会議所へご相談ください。

◆持続化補助金に関するご相談先（商工会議所、商工会）

| 商工会議所 | 電話番号 | 地域 | 商工会 | 電話番号 | 地域 | 商工会 | 電話番号 | |
|-------|--------------|------|-------|--------------|--------------|-------|--------------|--------------|
| 広島 | 082-222-6691 | 広島市 | 祇園町 | 082-875-3476 | 安芸高田市 | 安芸高田市 | 0826-42-0560 | |
| 呉 | 0823-21-0151 | | 安古市町 | 082-877-1180 | 東広島市 | 黒瀬 | 0823-82-3075 | |
| 竹原 | 0846-22-2424 | | 広島安佐 | 082-814-3169 | | 広島県央 | 082-437-0180 | |
| 三原 | 0848-62-6155 | | 沼田町 | 082-848-2869 | | 安芸津町 | 0846-45-4141 | |
| 尾道 | 0848-22-2165 | | 高陽町 | 082-842-0186 | 三原市 | 三原臨空 | 0848-86-2238 | |
| 因島 | 0845-22-2211 | | 広島東 | 082-892-0873 | 豊田郡 | 大崎上島町 | 0846-64-3505 | |
| 福山 | 084-921-8734 | | 五日市 | 082-923-4138 | 尾道市 | 尾道しなみ | 0848-44-3005 | |
| 府中 | 0847-45-8200 | | 安芸郡 | 広島安芸 | 082-822-3728 | 世羅郡 | 世羅町 | 0847-22-0529 |
| 三次 | 0824-62-3125 | | | 府中町 | 082-282-1859 | 福山市 | 沼隈内海 | 084-987-0328 |
| 庄原 | 0824-72-2121 | | | 熊野町 | 082-854-0216 | | 福山北 | 084-976-3111 |
| 大竹 | 0827-52-3105 | 呉市 | 呉広域 | 0823-70-5660 | 福山あしな | | 0847-52-4882 | |
| 東広島 | 082-420-0304 | 廿日市市 | 佐伯 | 0829-72-0690 | 神石郡 | 神辺町 | 084-963-2001 | |
| 廿日市 | 0829-20-0021 | | 大野町 | 0829-55-3111 | | 神石高原 | 0847-89-0001 | |
| | | | 宮島町 | 0829-44-2828 | | 府中市 | 上下町 | 0847-62-3504 |
| | | 江田島市 | 江田島市 | 0823-42-0168 | 三次市 | 三次広域 | 0824-44-3141 | |
| | | 山県郡 | 安芸太田町 | 0826-28-2504 | 庄原市 | 備北 | 0824-82-2904 | |
| | | | 北広島町 | 0826-72-2380 | | 東城町 | 08477-2-0525 | |

<県の上乗せ補助に関するお問い合わせ先>

※ 詳しくは、広島県ホームページで！

広島県 商工労働局 経営革新課 経済団体グループ TEL：082-513-3328

広島県緊急販路

検索

